

平成 28 年 5 月 23 日

三田市長 森 哲 男 様

三田市市政への市民参加推進委員会  
委員長 馬 込 武 志

### 市民参加条例の運用状況及び条例の 見直しに対する意見について（答申）

平成 28 年 4 月 27 日付三政第 16 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 平成 27 年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

概ね適正に運用されていると判断されるが、次の 2 点について意見を付したい。

- (1) 市民意見を聴く手段としてパブリックコメントを行う場合は、当条例第 14 条第 1 項により、期間を 30 日以上とするよう規定されている。このパブリックコメントを年末年始を挟んで行う場合は、期間の設定にあたり、実質的な期間を確保する観点から、年末年始の日数をカウントしない運用が望まれる。
- (2) 附属機関の市民委員は、当条例第 11 条第 1 項の規定により、他の附属機関に委員に就任していない者から選任することとされているが、委員の任期が重なることがなければ、委員の任期中であっても他の附属機関の公募に応ずることは可能である。このことについて、市民に周知することが必要であると考えます。

#### 2 三田市市政への市民参加条例（まちづくり提案制度）の見直しについて

##### (1) 提案者の年齢要件の変更について

まちづくり提案制度における提案者の年齢要件を「満 20 歳以上」から「満 18 歳以上」に引き下げることについては、適当であると判断する。

## (2) 提案できる対象の明確化について

当条例で規定するまちづくり提案の対象外事項については、対象外事項であるか否かの判断が客観的に行えるものに限定することとし、当委員会としては、次に掲げる事項とすることが適当であると判断する。

- ① 当条例第7条第2項各号に掲げるもの
- ② 条例の制定又は改廃に関するもの
- ③ 事業の実施にあたって、既に議会の議決を得たもの
- ④ 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不適当であると市長が認めたもの

また、上記のとおり、まちづくり提案の対象外事項を限定することが適当であると判断したことから、市が行った対象外事項であるか否かの審査結果に対して不服があった場合に、再審査申出を可能とする制度については、不要であると判断する。